

議 事 録

会 議 名	第9期第6回寒川町まちづくり推進会議		
開 催 日 時	令和7年8月19日(火) 午後2時～午後3時40分		
開 催 場 所	役場3階議会第1・第2会議室		
出席者名、 欠席者名 及び傍聴 者数	<p><u>○出席委員</u> 藤澤委員(会長) 中島(副会長) 星委員 齋藤委員 寺本委員 相田委員 金子委員 小澤委員 山元委員 土居委員 吉川委員 杉下委員</p> <p>安田委員</p> <p><u>○欠席委員</u> 大森委員 小泉委員 グェン委員</p> <p><u>○事務局</u> 菊地町民部長 芝崎町民協働課長 飯塚主査</p> <p><u>○傍聴者数</u> なし</p>		
議 題	<p>(1) 公募委員サロン(仮称)実施報告書(案)について (2) 自治基本条例見直しについて</p>		
決 定 事 項	<p>●議事録承認委員 杉下委員、安田委員</p> <p>●委員の選出について 寒川町協働事業選考委員会委員(藤澤会長、中島副会長、星委員) わたしの提案制度褒賞審査会委員(齋藤委員、小澤委員)</p> <p>●次回会議日程 11月13日(木) 午後2時より</p>		
公 開 又 は 非 公 開 の 別	公 開	非公開の場合その理由(一部非公開の場合を含む)	
	<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 自己紹介 4 議事録承認委員の選出 5 議題</p>		

(1) 公募委員サロン実施報告書(案)について

【藤澤会長】議題(1)、公募委員サロンの実施報告書(案)について。

7月31日、町民センター展示室Iで公募委員サロンを実施しました。公募委員の経験者10名、一般の町民で公募委員の経験のない方1名、まちづくり推進会議委員9名で実施いたしました。

アンケートの集計結果によると、“公募委員サロンは全体的にいかがでしたか”という質問や、“他の審議会等の公募委員について知ることができましたか”という質問に対して、全員の方がよかった、知ることができたという回答をいただきました。有意義な時間を共有できたのではないかと思います。今後、皆さんより、公募委員サロンに関する意見書をご提出いただき、よかった点、改善点等を整理し報告書にまとめていきます。参加者へもアンケート集計結果を送付する予定ですのでご承知おきください。何か質問等がありますか。

議事の経過(質問等無し)

議題(2) 自治基本条例見直しについて。

【藤澤会長】今回は第5章住民活動の育成支援、第22条から、第6章の住民投票、第7章国際交流及び自治体相互の連携、第26条までの検討を行う予定であります。

資料2で、前回のまちづくり推進会議で出たご意見と、当日欠席された方の意見をまとめております。前回寺本さんからの質問(「自治基本条例の策定にあたり、提言書がありましたか」)がありましたが、事務局で確認できましたでしょうか。

【事務局】自治基本条例ができる前には、特に提言というものはございませんでした。条例の策定に至った経緯としましては、社会情勢の流れによるところが大きかったと聞いております。国により平成12年ごろから地方分権の促進が強化され、地域のことは地域で決めるという新たな時代の到来により、条例の制定が必要となったということでございます。

【藤澤会長】ありがとうございます。では、皆さんのご意見をお伺いしてまいります。

【星委員】最初5章の住民活動の育成支援の、自治会等のコミュニティ組織について、自治会をやめる方が増えていて、自治会の役割をどうやったら皆さんに広めていけるか、また、コミュニティ組織とは、具体的にどのような組織を指すのか、解説のところに説明があるといいと思いました。また、住民投票ですが、住民投票できる人とは、町に住所がある人、住民登録のある人となっています。この条例では町内で働く人や、通学してい

る人を含めた町民主体の内容となっていますが、ここだけは、住民票のある人を指すというところが疑問です。また、“別に条例を定める”となっていますが、住民投票の対象案件や、詳細をいつ決めるのかよくわかりません。国際交流では、“外国籍の町民がいきいきと暮らす”ということは大事ですが、一方で寒川では特に学校の教育において日本語を教える専門の人もいなく、ボランティアに頼むしかないところがあるので、そこを強化したらいいのではないかと思いました。

【齊藤委員】第 22 条の第 2 項で、“町民はコミュニティ組織に自ら参加するよう努めます”とあり、“自治会等のコミュニティ組織”との記載もあります。公募委員サロンでも、自治会について皆さんから意見が出ました。地域によっては高齢者が自治会の役員をやっているの、先細りになってしまうという話もあります。なぜ自治会に入る必要があるのか、“自ら参加する”という一文だけではなく、参加する必要がある理由を具体的に入れた方がいいと思います。安心して暮らせる住みよい地域を実現するために、互いに助け合いや地域の課題を共有し解決するために、コミュニティ組織に入ることが大事だという、具体的なことを書いた方が自治会に入る必要性を感じるのではないかと思いました。

【寺本委員】第 22 条につきまして、自治会は、町民にとって、どうしたらより良い組織となるのか、そもそもコミュニティ組織とは何なのか、もう少しわかりやすい表記に変えていくべきだと思います。

第 6 章の第 25 条が、教育の視点からも、“外国籍の町民が共に生き生きと暮らし、協働のまちづくりに参加できるよう”にしていくということは、たいへん重要なことです。日本語がわからず、学校からの配布物等について理解をできない保護者もいるように聞いております。特に教育の視点からも具体的な表記が必要だと思います。外国籍の方と一般町民の方との接点がうまくとれるよう、みんなで共生の社会づくりをしていくという意味では、非常に大事な第 25 条になっていくと感じております。

【相田委員】自治会に入っていない方も増えていまして、自治会に加入するように声をかけています。自治会に入って何の得があるのか、なぜ入らなければいけないのかと言う人もいて、昔と今の時代では違うと感じます。子ども達を太鼓などに誘いながら、お祭り、浜降祭などで、地域の交流を図るように努めております。

【金子委員】今回 5 年ぶりの条例の見直しということで、見直すには、5 年先、近未来的な時代に合った条例にしないといけないと感じたところです。この規約にはデジタル化や、将来的な展望を見て見直しをしないといけないと思っております。そして、外国人の方が住み良いまちにしないでほしいと思います。また、第 22 条、自治会の話ですが、自治会で組織の見直しを検討しているところです。会員を増やし、役員のなり手不足に

ついて、自治会加入促進条例の作成等を検討しております。全体として、自治基本条例がわかりにくいので、もっと簡単明瞭に誰でもわかるような文言にしないといけないのではないかと思います。

【小澤委員】第 22 条について、自治会の加入率が下がり、全国的に見ても 70%切っています。メリットデメリットではなく、自治会は任意団体で、自治会は何をするべきところかということ、基本に立ち返って考えたほうが良いと思います。親睦、ごみの問題でクローズアップされていますが、大事なものは、災害にあった時に必要となるということで、自治会は地域コミュニティの核であるということ、自治会に加入しない人に、しっかりわかっていたいただきたい。自治会に入る必要性を、文章の中で強く言ってもいいんじゃないかと私は思っています。

東日本の震災 1 か月後、被災地を回ったことがあります。寒川町は給食センターを作りましたが、私は、各学校で自校方式の給食室にすれば、プロパンもあり、災害があった時、しっかりと避難所としての機能を果たせると考えておりました。これは大事なことで、災害の時には、自治会がしっかり機能できるような文章を入れたほうが良いと思っています。あと住民投票の問題です。第 24 条の 4 項に、“別の条例で定めます”とありますが、別の条例はないようです。将来的に、外国人参政権の問題まで関わってくるので、外国籍の方に、この寒川に住んでよかったといってもらえるようなまちにしていくことが大事だと思います。

【山元委員】第 5 章のコミュニティ組織のところは、大枠過ぎて、自治会等の組織についてのはわかりづらいと感じます。また、第 7 章の第 25 条のところで、“外国籍の町民が共にいきいきと暮らし”というところがふわっとしている感じはあります。外国人の方が増え、文化などを超えて繋がりを持つべきという内容だと思いますが、内容を検討した方が良いと感じました。あとは第 26 条の広域行政のところですが、生活圏の広域化する中での話だとは思いますが、簡単に書きすぎているのではないかと感じます。

【土居委員】第 5 章の住民活動の育成支援について、コロナ禍の後、PTA や校外委員に所属したくないという人が増え、任意加入であるため、どうしたら入ってもらえるか検討していて、PTA も近い状況だと思います。自治会の必要性を細かく明確に書いたり、地域との繋がりを大切にできるようなことが書いてあるといいかなと思いました。

第 7 章のところで、私の子どもが通っている小学校も外国人の父母が増えています。子供は学校で日本語を覚えることができますのですが、親が話せないで、お子さんが親に通訳している状況があります。私の職場でも、4ヶ国ぐらいの外国人が働いているので、具体案が書いてあるといいと思いました。

【吉川委員】第 5 章では、住民活動に対してコミュニティ組織とはどうい

うものなのかという説明を書いたらいいかと思います。

住民投票では、“別に条例で定める”ということが読んでの方にはわからないと思いました。

あと第7章ですが、外国人の方が大変増えております。民生委員が行う地域の見守りの際に、相手の方が外国の方だと言葉が通じなく、ごみの出し方が変わったことも分かってもらえない。書面でもいいですから、日本語だけではなく、外国語のものも出してもらえたらいいと思っております。

【杉下委員】2つありまして、まずは第26条。広域行政についての見直しが必要だと思っています。解説を見ると、“近隣自治体”とありますが、平時の場合のごみ回収や消防といった視点で作られていると思うんですが、災害時も視野に入れた広域行政という枠組みととらえた方がいいのではないかと思います。

東日本大震災の際に、藤沢市は東北に支援に行き、交流が深まり、岩手県大船渡市と災害協定を結びました。被災があった際には、お互いに支援し合うというものです。市民交流が深まれば、日頃の観光交流、青少年交流が生まれ、有事のときには災害協定として自治体としてすぐに助け合う。そういった有事の足を踏まえた広域行政のあり方を入れるのが良いのではないかと思います。

続いて24条の住民投票のところです。戻って、第3条に用語の定義があり、町民について書いてありますが、第24条に戻ると住民となっていて、町民と住民の違いについての説明がない。町民とは、住民票がなくても、個人やNPO団体や企業が、いわゆる町民なんです。住民とは、地方自治法で定義されて住民登録ある方が住民なんです。町民、住民の違いのとらえ方は、デリケートな問題であるので、明確にわかる説明が必要です。また、住民についていうと、最高裁の判例で、永住外国人に対して地方参政権を保障することは、憲法上禁止されているものではないと示されています。

住民投票の住民という点で、永住外国人に参政権を与えるかどうかは、各自自治体に任せますということです。外国人は増え、お互いが気持ちよく生活を共存するためのルールを作るのが一つの住民投票でもある、第4項の“別に条例で定める”となっていますが、いつ、誰がどのように作るのかというところが一番大きい問題だと思います。具体的な事が書いてないので、最終提言として入れて欲しいのは、“別に定める”とあるので、この条例を作る審議会を町の責任として設立をして、議論を深めてくださいということです。法律の専門家や学識経験者、法的な専門家、地方自治や憲法に詳しい方で構成した専門的な審議会を作って、そこで原案を作ってもらいたい。我々が作るのではなく、そういう議論する審議会の設置を求めますということ、この推進会議としての提言書として示したいと思いません。

【安田委員】第5章のコミュニティ組織の充実についてです。7月31日の公募委員サロンでいろいろな意見が出て、点と点が線で結ばれたと思いま

す。第 22 条関連で、どのような委員会があり、何をしてるのかを提言するのがいいと思います。委員会についての情報をまとめて、まちづくり推進会議などで全体を見通していけるといいのではないかとというのが、私の個人的な見解でございます。

また、第 7 章の国際課ですが、沖縄のジャングリアのグランドオープンがあり、行ってきました。うちの卒業生がその職員で、7 月 25 日のグランドオープンまでの試験的開園では来場者は皆日本人で、上手くいっていますよと言っていました。でも、グランドオープン以降、中国人、欧米人、ヨーロッパの方等、様々な国の方が、皆さん全然違う感覚で、もう毎日が異文化理解との戦いだと言っていました。その学生さんは多摩大学のグローバルスタディーズ学部を卒業して、海外研修も経験していますが、いろいろな国の方々を接待することが、こんなに大変だとは思っていませんでした。ですから今後多くの外国人が寒川町に実際に住むようになった時に、寒川町はどうされるのか。その辺はきちんと考えておいたほうがいいかと思います。地域により文化や考え方に大きな違いがありますので、難しい対応となります。地域の人達にリーダーシップをとっていただいて、説明会等を行っていただくことも必要だと思います。

【寺本委員】“別に条例で定めます”とありますが、私は行政の方ですでもう別に定めてあるものだと思っていました。行政の意識としては、載せてあるだけでそれで終わっているということですかね。

【事務局】“別に”ということで、他に条例を作っておかなければいけないというお話が出ていますが、個別型の住民投票条例と、常設型の住民投票条例の 2 つがありまして、町としては、個別型の住民投票を想定しています。何か起き、必要とする条例をその時に合わせて作るというもので、それに対応する条例になります。一方、常設型では、具体的な案件ではなく、大きな括りとしての条例となっています。町としては、今まで住民投票というお話にまで至っていないので、別に条例をつくっていないという状況になっています。何か対象案件があった時に、それに合った条例を作るというのが、“別に”ということです。

【寺本委員】何が起こるかわかりませんので、町としてこの部分をどういうふうに理解して用意するか、審議会などを作ったりして、行政としても当然考えていかなくてはならないと思います。今までと世の中が、かなり変わってきていますので、そこを意識しながらやっていく必要があるというのを、今ご意見を聞きながら、私も感じているところです。

【杉下委員】 個別案件で出たときに、投票の仕方や対象者が変わってくるので、その時になってから、審議会、第三者委員会を設置して、ルールを決めて、それからどうするかということを、スピード感を持って行う必要があるため、網羅的な、多少のルールを、条例を作らなければいけない。

それを作るための審議会で、“別に定める”条例のたたき台を作らなければいけない。

【寺本委員】町としても、“別に条例で定めます”と書いてあるだけでは何も機能していかないのではないかと思います。

【中島副会長】この条例は、文言だけを読んでいても、何を言いたいのかわかりづらい。他の市町村で作成している、子どももわかる条例がありました。今、子ども達を巻き込んでいくということもすごく大事だと思っています。昔は親子で自治会の事業に参加するのは当たり前でしたが、今はPTAや自治会について、損得を考えてしまい、地域の繋がりがどんどん薄れていて不安になります。第22条を見ると、コミュニティ組織とは何なのか、地域の繋がりがや寒川町に住んでいてよかったというところを、もっと前面に打ち出すような文章がたくさん入るといいのかなというふうに思いました。

また、住民投票のところでは、私も“別に条例で定めます。”という文面がすごく気になっていて、どこにあるのか、説明文を見ても何一つ書いてない。また、町民の定義はありますが、住民についてはうたっていません。外国籍の方を入れるのかは問題になるのかもしれませんが、寒川にはたくさんの外国籍の方がいらっしゃるのも大事になってくるし、“別に定める”の部分では、しっかりと審議をしていかないと、不安だけが残ってしまうと思いました。これは第7章の国際化にも繋がってくると思います。保育園に勤務していた時、お子さんは日本語をすぐに覚えますが、お母さんがなかなか覚えられず、子供に通訳してもらおうということもありました。寒川町で暮らして、みんなが楽しく来てよかったと思えるようなまちづくりを目指せるよう、この条例を少しずつ変えていくことは大事なことだと思いました。

【相田委員】自治基本条例を変えることはできるのですか。

【杉下委員】第30条第2項第1号、条例の推進及び改廃に関するということがこのまちづくり推進会議に与えられた権利だから、唯一この条例を見直しや意見提言できるのは寒川町まちづくり推進会議ですということが、明記されています。我々が意見を言えるという立場にあり、権利があるというふうに明確に書かれています。

【藤澤会長】同条第2項に“次に掲げる事項を調査し協議し、その結果を町長に報告し、または提案します”とありますので、それがこの条例の推進及び改廃に関すること、ということでございます。

内容を確認しますと、大体皆さん思うところは共通しているようでございます。基本的に一番多かったのはコミュニティ組織というものがわかりにくいということでした。また、高齢化も進み、自治会をやめる人が増え、

自治会に入る人が減り、具体的にどうして自治会が必要なのか、平時の場合だけでなく、災害の時のことも考えて必要性をわかってもらうことが必要だというような話もありました。

あとは住民投票のことについて、“別に定める”というところに、皆さん問題意識を持ってらっしゃるところでございます。

最後に、町の場合につきましては、個別案件について必要性に応じて作っていく形態をとっていますが、個別の場合のものだけではなく、全体的なもの、即座に対応できるようなものを考えていくことも必要であるということで、まとめて参りたいなと思っております。

あと、外国人が今後も当然増えてくるという状況の中で、国際化にどう対応していくのかということだと思います。

【杉下委員】金子さんが1年ぶりに戻ってこられて、わかりにくいとお話しありましたが、法律用語で書いてあるのが当たり前になっているのがおかしいと思います。作るのが目的じゃなく、いかに町民に活用していただけるかっていうところが大切だと思います。中学生にもわかるよう、修正や文言の見直しをしてもらえるよう、我々は最終的に町長答申をするわけで、町長自らが旗振りをしてもらいたい。町民の視点を大事にして整理していくことがとても大事なのだと思います。

【寺本委員】“別に条例で定める”という箇所の部分的な訂正だけでは駄目ですよね。最終的には子供にもわかる条例にしていけないといけないと思います。そこを視点に一緒にやっていきませんか。

【中島委員】親子で一緒に見ることができると、すごくいいと思います。

【寺本委員】文章表現というのは、子どもが理解できるものが、分かりやすい文章になるので、その視点で表記をして広げていくことが、大事だと感じております。

【藤澤委員】最終的に子供もわかりやすいような表現をしていくことが大事だということですね。今、その前段階として、骨子を今の時代に即したものであるか確認するために話し合いをしていると私は思っておりますので、最終的にはそのような形を目指して参りたいと思っております。何か質問等がありますか。

(質問等無し)

6 その他

- ・ 確認事項 1 寒川町協働事業選考委員会委員の推薦について
- ・ 確認事項 2 わたしの提案制度褒賞審査会委員の選出について

	7 閉会	
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募委員サロン実施報告書（案）について ・ 自治基本条例意見集約表 	<p style="text-align: right;">（資料 1）</p> <p style="text-align: right;">（資料 2）</p>
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	杉下委員、安田委員（令和 7 年 10 月 10 日）	